

特定非営利活動法人 つどい
2023 年度(令和 5 年度) 事業計画

I 法人理念を踏まえた事業運営

当法人は、法人理念を事業運営の基本として、地域における障害者福祉の増進の実現に向け事業運営を行っていく。

【法人理念】

「誰もが自分らしく地域で暮らしていける社会を作るために、
障害者本人・家族・支援者が共に感じ、共に学び、共に行うことから始めます。」

II 令和 5 年度 法人運営方針

1 当法人を取り巻く状況等

(1) 新型コロナウイルス感染症の最近の動向と影響

新型コロナウイルス感染症の流行が始まって以来、約 3 年が経過したが、未だに先が見通せない状況である。しかし、国は、この間の新型コロナウイルス感染症に関する知見の蓄積や重症化リスクの逡減などの状況を踏まえ、感染症法における新型コロナウイルス感染症の分類を従来の 2 類から 5 類に変更する方向を示した。当法人においても、こうした新型コロナウイルス感染症への対応の動向を的確に踏まえ、感染防止を図るために制限のあった事業運営について、従来の事業運営に戻していく方向での検討が必要になっている。

(2) 利用者及び家族等の高齢化に伴う問題の顕在化

利用者の高齢化と合わせて、地域生活の支えとなってきた家族の高齢化が進んできていることに伴い、利用者が将来に不安を感じるようになってきたことと合わせ、支える側の家族の生活にも課題が生じるなどその家庭をめぐる複合的な課題が顕在化してきている。このような状況に対応していくためには、利用者本人の支援だけではなく、家族を含めた家庭全体を支えるという視点に立ち、高齢・介護分野の関係者等とのチームによる支援などを行っていくことが求められている。

(3) 障害福祉分野における国や自治体(都・区)の動向

国は、高齢・介護分野で先行的に構築された地域包括ケア体制について、障害者福祉分野においても地域包括ケア体制を構築することを推進している。また、世田谷区においても、こうした国の動向などを踏まえ、地域における障害者の支援体制の充実を図るため、ノーマライゼーションプランにおいて地域生活支援拠点の整備や障害者施設(グループホーム、生活介護事業所、就労継続支援事業所)の整備などに重点を置いて推進しており、当法人としてもこうした国や都及び区の動向に対応した事業展開を検討していくことが必要になってきている。

(4) 介護や支援に関わる職員の確保が困難な状況など

最近、障害者福祉施設等で介護や支援に関わる職員の確保が非常に困難になってきている状況が数多く報告されている。当法人においても、支援員等の新規募集を行っても応募が極端に少なく採用に結びつかないなど、職員の欠員の解消がなかなかできないなど、安定した職員体制の確保が困難な状況となっている。このような状況に対応するため、職員の確保対策については、抜本的かつ効果的な対応を図ることが求められている。

2 運営方針

(1) 法人理念に基づいた利用者及び家族等に寄り添った事業運営の実践

サービス提供にあたっては、職員が利用者や家族とともに「共に感じ、共に学び、共に行う」という法人の基本理念に基づき、利用者及び家族等と共に考え、寄り添った事業運営を図るよう取り組んでいく。

(2) 新型コロナウイルス感染症などの動向を踏まえた、安心・安全で安定した事業運営の確保

新型コロナウイルス感染症の感染の状況などに関する知見もかなり蓄積され、適切に対応することにより感染や重症化を防ぐことができるようになってきていることなどを踏まえ、利用者への支援にあたっては、新型コロナウイルス感染症などとともに生活することを前提とし、感染予防は適切な対応を図りながら、工夫して安心・安全な活動や行事などを行っていくことを基本方針として事業運営を行っていく。

(3) 利用者及び家族等の高齢化への対応

利用者とその家族等の高齢化に対応するため、その家庭全体の複合的な課題に対応するという視点に立った相談・支援を行っていく。その際には、個別のケースの状況に応じて、障害分野だけではなく、高齢・介護分野の関係機関等と適切な連携を図りながら、チーム支援を行い、課題解決に向けた取組みを進める。

(4) 社会的状況の変化と国や区の動向などに的確に対応した事業展開に向けた取組み

法人として、社会的状況の変化や国の制度改正、区の施策の展開の動向などを踏まえるとともに、今後の地域における障害者福祉分野のニーズに的確に対応していくため、令和5年度中に中長期的な新規事業の展開など含む事業の展開の方向性を示す「中長期事業計画(令和6年～15年までの10年間)」の策定に取り組む。

(5) 安定した職員の確保と高いモチベーションを保ちながらより安心して働ける職場づくり

厳しい採用環境に対応し、安定した人材の確保を図るため、採用条件などの見直しを行うとともに、職員が高いモチベーションを保ちながら、安心して働ける職場環境を構築するため、人事制度などのさらなる改善に取り組む。また、当法人では、令和4年度に、職員からの「今よりさらに良い職場づくりを目指したい」という提案に基づき、東京都の「働きやすい福祉の職場宣言」事業に参画し、都派遣のコンサルタントの指導や助言を受けて、人事制度の改善に向けた検討を行うとともに、当法人独自の「キャリアパス」の作成などに取り組んだ。こうした人事制度等の改善の取組みを継続し、さらに職員が高いモチベーション

を保ちながら安心して働ける職場づくりを進めるための取り組みを進めていく。

II 重点目標と取り組み

(1) 区の地域生活支援拠点の整備等に対応した取り組み

区では、国の「生活支援拠点の整備」の促進の動きに対応するため、区のノーマライゼーションプランなどにおいて、「地域生活支援拠点の面的な整備」を推進している。こうした行政の取り組みは、区の指定管理業務などを受託している当法人の事業運営にも大きな影響が生じるため、こうした区の動きに的確に対応し、円滑かつ安定した事業運営ができるように取り組んでいく。

(2) 中期(5年間)・長期(10年間)計画の策定

法人として、国や区の制度改正や施策の展開に的確に対応するため、令和5年度中に、中長期的な新規事業の実施など含む事業展開の方向性を示す「中長期事業計画(令和6年～15年までの10年間)」の策定に取り組む。なお、「中長期計画」策定を進めるにあたっては、法人内に「中長期計画策定プロジェクトチーム」を編成し、円滑かつ的確な策定作業に取り組む。

(3) 人事制度等の見直し・改善

厳しい採用環境に対応し、安定した人材の確保を図れるようにするため、採用条件の見直しを行うとともに、職員が高いモチベーションを保ちながら、安心して働ける職場環境を構築するため、人事制度などの改善に取り組む。なお、人事制度の改善に向けた検討を進めるにあたっては、法人内に「人事制度改革プロジェクトチーム」を編成するとともに、外部コンサルタントのコンサルティングを導入するなど、円滑かつ抜本的な人事制度等の見直し改善の取り組みを進める。

(4) 安定した事業運営に向けた法人事務局体制の強化

法人としての将来的に安定した運営基盤の構築に向け様々な取り組みを進めるため、法人内での推進役となる法人事務局の体制強化を図る。そのうえで、各事業所の状況を適宜把握し、健全な運営を維持するための助言や支援を行う。